



# 日弁連が取り組む カンボジア法制度整備 支援とその目指す方向

田中みどり氏 弁護士

近年、日本弁護士連合会が、さまざまな国際活動を行っていることは、あまり知られていない。1994年頃から取り組んでいるカンボジア王国への法制度整備支援活動も、そうした国際活動の1つだが、今回は、4年間にわたり、いわば裏方としてこのプロジェクトに取り組まれてきた田中みどり氏に、その活動の実態をうかがった。

## 弁護士養成が最大の課題

近年、わが国のカンボジアへの法制度整備支援が盛んなようですが、カンボジア王国(以下、カンボジア)の法制度は、これまでどのような状況だったのでしょうか。

**田中** 近現代のカンボジアは、20年以上にわたる内乱により政権が次々と変わったため、フランス法系、社会主義国法系・英米法系等の法制度が混在しています。特に1975年から1979年までのクメール・ルージュ政権の下では、既存の法制度の一切が否定されたため、この混乱に拍車をかけています。

以上のように、カンボジア国内において法体系や制度が混乱していることに加え、カンボジア暫定統治機構(以下、UNTAC)が取り急ぎ、人権に直結する刑事法関係を制定したものの、民事法関係の整備は後回しになっていました。

現在、刑事法はUNTACのものを使い、民法は1970年以前の法律を、民事手続法は政令に則ったものを使うといった状態です。しかも、クメール・ルージュ政権時代に、法曹の多くが病気・飢餓・虐殺等で亡くなり、その後も引き続き内戦が続いていましたから、司法制度を支える人材も十分にはいません。クメール・ルージュ政権後のベトナム支配下の政権下では、司法を運営するため、教師・僧侶・兵士に短期間の集中的トレーニングを施し、裁判官にすることが行われていました。法曹人口がゼロに近いという当時の状況の下では、仕方がなかったことだと思いますが、きちんとした法曹教育を受けていない法曹の存在は、今なお大きな影響を及ぼしています。

カンボジアに対する日本の法制度整備支援は、民法や民事訴訟法といった基本法の起草など、一般市民の生活に直結し、しかも、司法の根幹に関わる

もので、その役割は極めて重要だと聞きます。その中で日本弁護士連合会(以下、日弁連)は、一体どのような活動をしているのでしょうか。

**田中** 日弁連が独自にやっているプロジェクトは4つあります。1つ目は「弁護士養成校(Lawyers Training Center / 以下、養成校)の設立支援」、2つ目は「現役弁護士への教育」、3つ目は「ジェンダー問題検討チーム」、4つ目は「法律扶助の観点からのリーガルクリニック活動支援」です。それに加えて、日弁連は国際協力機構<sup>2)</sup>(以下、JICA)に協力するかたちで、現地専門家としてカンボジア司法省へ弁護士を派遣したりしています。法の支配確立のためには、法律を支える存在である弁護士の養成が不可欠であるとの観点から、日弁連は、弁護士の人材養成を主眼において活動を行っているのです。

これらが日弁連のカンボジア支援活

動の全体像です。

それぞれの支援活動の具体的な内容は。

**田中** まず「弁護士養成校の設立支援」ですが、カンボジアでは弁護士法で、「弁護士養成校を卒業しなければ弁護士になることができない」という手続きが定められています。ところが1995年のカンボジア弁護士法制定後、その養成校が設立されませんでした。つまり、新規に弁護士になる手立てがなかったのです。これが内外の関係者から批判を浴びることになってしまい、海外ドナーからカンボジア王国弁護士会(以下、カンボジア弁護士会)に対する支援などがストップし、それによってカンボジア弁護士会の活動が停滞するという悪循環に陥っていました。そこで日弁連は、この悪循環を断ち切るためにも養成校を設立することが最優先だろうと考え、その支援を行うことにしたのです。授業と実務修習で1年間のカリキュラムなのですが、すでに一期生は卒業し、現在二期生が修習中です。

次に「現役の弁護士への教育」です。現在、JICAが起草支援を行った民法と民事訴訟法はすでに国会に提出されて審議を待っている状態のようですが、これらの法律が施行されたとき、弁護士がすぐに法律を使えるように、新民訴や民事訴訟法のセミナーを開催しています。また、弁護士にとって非常に重要な「弁護士倫理」も、年に1回、セミナーのテーマとして取り上げています。セミナーには毎回150名から200名が参加しています。

3つ目の「ジェンダー問題検討チーム」ですが、カンボジア社会における激しい女性差別のために、いろいろな問題が生じていることから、日本の弁護士とカンボジア弁護士が共同で、ジェンダー問題についての法的対応を検討し、司法関係者・一般市民に対する啓蒙活動を予

定しています。

「法律扶助の観点からのリーガルクリニック活動支援」というのは、養成校の学生に、指導弁護士とともに生の事件を担当させて実務経験を積ませる(リーガルクリニック)と同時に、将来的には、そこで養成した人材に参加してもらって法律相談センターをつくり、貧困者のための法律扶助活動を行おうという構想です。カンボジアは、貧困層の割合が非常に大きいので、法律扶助の制度をきちんと確立しないと、一般市民の司法へのアクセスが確保できないのです。その重要性は従前から認識されていたのですが、政府の予算は極めて厳しく、なかなか実現しませんでした。そこで、日弁連が、まずできるところからということで、リーガルクリニックから始めました。すると昨年暮れに、フン・セン首相が、カンボジア弁護士会の法律扶助活動のために、限られた予算の中から毎年500万円もの予算を付けると約束してくれましたので、今後が大変期待されるところです。

## それは個人的なつながりから始まった

そもそも、日弁連が、こうした国際活動に関わるようになった経緯は。

**田中** カンボジアにUNTACが入ったときに、UNTACの人権担当官として、日本から佐藤安信弁護士が参加しました。現在は名古屋大学で助教授をされている方です。当時、プノンペンの佐藤弁護士を訪問した弁護士たちは、20年以上にわたる内戦のため、法制度も法曹関係者も不十分で国家制度そのものが混乱している状況を知り、個人レベルでの興味を持ちました。それがきっかけで、日弁連の活動へとつながっていったようです。

ちょうどその頃、ODA<sup>3</sup>のあり方が、ダ

ムや橋といったインフラ整備をやるだけの従来型の支援だけでなく、政府の民主化や司法制度の確立といった民主化支援・知的支援も重要だと認識され始めてきたというタイミングにも合致し、JICAが、日本の法律学者の協力も得てベトナムやカンボジアに対して法整備支援プロジェクトを始めました。

日弁連は、もともとドメスティックな世界ですから、このような国際活動に関心がある弁護士がいても、弁護士会として取り組むためには、人的・資金的に障害が大きく、なかなか踏み出せずにいました。しかし、国際交流委員会というまさに「国際交流」を中心に行っていた委員会が、少しずつジワジワと「国際協力」活動にも活動範囲を広げるようになり、現在は、自分たちの手でプロジェクトを運営できるところまできました。今でこそ、ベトナムやラオス、モンゴルなどの支援もやっていますが、やはりカンボジアが大きなプロジェクトの最初であり、支援規模も一番大きいというのが現状です。

田中先生ご自身は、どういった経緯で関わるようになったのでしょうか。

**田中** 日弁連の広報室・国際室嘱託となったことがきっかけです。日弁連は、通常、弁護士の資格を持たない者を職員として採用していますが、期限付き職員として弁護士の資格を持っている者がスタッフとして加わる「嘱託」という制度があります。当時、広報室と調査室という2つの機関があったのですが、日弁連の活動が国際的になるにつれ、海外広報が不十分であると認識されたため、広報室内に国際担当が置かれ、そこにたまたま私が1998年10月から配属されたのです。

この広報室国際担当は1999年7月に新設された国際室に格上げになり、私も国際室に異動になりました。それ以来どっぷりと国際関係の活動につかることにな

りました。最初に、1999年9月にアジア弁護士会会長会議<sup>4</sup>という大きな国際会議が東京で開かれ、私はその運営スタッフ(裏方)として参加しました。そこで初めて、アジア各国の弁護士たちと知り合い、彼らとの交流活動の現場を実体験することができたのです。

一方、その頃日弁連も、カンボジアを初めとする各国から日弁連に対して何らかの支援要請がきたら、それに対して積極的に対応すべきであるとの考えが強くなってきました。その流れの中で、国際交流委員会でも、ラオス・カンボジア司法視察企画を実現させ、弁護士同士で交流しながら、どのような交流、あるいは支援ができるかといった話し合いを持つ機会が生まれました。そして当時、国際交流委員会の委員長であった本林徹・現日弁連会長が、視察団の団長となったことを契機に、カンボジア弁護士会と日弁連とで、相互友好協定を締結したのです。これが、公式的には本プロジェクトをスタートする第一歩となったわけです。

とはいえ、日弁連単独では、財政的な問題も含めて、プロジェクトを推進していくのは大変だったのではないのでしょうか。

**田中** はい。それまでは、この支援活動に携わる弁護士は、航空運賃や宿泊代も含む出張費用もすべて原則自己負担でした。しかし、それでは一人にかかる負担が大きすぎて、活動の幅が広がりません。そこでJICAからファンドを得て進めていく方針を採ることにしたのです。

ところで、日本のODAは、あくまで官と官との間の問題なので、JICAも、相手が官でないと支援ができないというのが原則なのだそうです。しかし、カンボジア弁護士会も日弁連同様、司法省の監督の下にはなく、弁護士自治を認められた独立した団体、すなわち民間団体です。そのため、JICAがカンボジア弁護士会

を直接支援対象とすることは理論的には難しかったのですが、ちょうどその頃タイミングよく、JICAが、NGOの活動に対して資金を出すというプロジェクト(開発パートナー事業)を始めたのです。日弁連は、早速応募書類を提出したところ、応募総数28件のうちで採用された5件のひとつに選ばれました。この事業スキームの下では、日弁連が具体的計画案を立案し、JICAからのファンドを得て、現地で活動を行っていくという内容でした。このファンドにより、それまでは100%手弁当だったのが、現地での活動費用や、宿泊代、航空券代程度は出せるようになりました。

そのとき、私はJICAに対する提案書を作成し、プレゼンに参加しました。当時、その分野の知識や経験がほとんどなかった私でしたが、国際室嘱託の仕事のひとつとして、当時の国際室長からその仕事の担当を命じられたため、お引き受けしました。これまでの日弁連の活動の歴史や、現地の状況、プロジェクトの内容についてゼロから書く大変な作業でしたが、先輩弁護士の助言も得ながら、四苦八苦しているうちに、何とか完成させました。この経験により、日弁連の国際協力の全体像を理解することができました。私は、その昔、外交官や国連職員に憧れていたこともあるせいか、海外での活動や他国の人々との交流は、ほとんど苦にならなかったこともあり、いろいろな意味で困難なことや苦労はあるものの、楽しく充実した活動を行っています。

現在は、矢吹公敏弁護士が対外的・対内的に責任者となっており、私は、矢吹弁護士の下で、いわば秘書的な役割を果たしていると思っています。

うかがっていると、日弁連の国際活動に、かなりのお時間を割かれていると推測されますが、本来の業務には影響しないのでしょうか。

**田中** 私だけでなく、国内外で公益活動に携わる弁護士は、各自の労働時間を大なり小なり削っています。例えば、海外出張があれば、当然、日常業務にも影響が出るので、日常業務と国際活動とのバランスを取ることは難問です。私に関して言えば、国際室嘱託の頃は、非常勤とはいえ有給だったのでまだよかったのですが、問題は、国際室を辞めた後でした。その後は、国際交流委員会に属しているのですが、作業量は変わらないのにこちらは完全に無給です。熱意がなければとてもできない活動です。

そのような状況の下で、このプロジェクトに熱意を持って関わっている人々の活動成果、特に先輩弁護士の姿を記録として残しておきたいという思いが高じてきました。そこで、この活動で日常業務を圧迫されているついでに、大学院に行ってしまうと決意し、早稲田大学大学院に入学して、このテーマで修士論文を執筆し、2002年3月に修士課程を修了しました。

普通に弁護士業務もこなしながら、日弁連の仕事もするというのは、かなり厳しいですね。

**田中** 私は、たまたま父の事務所に所属し、父と妹と三人で事務所をやっていますので、多少の融通が効く環境にあったことは幸運でした。国際協力に関心を持つ弁護士はたくさんいますが、海外での活動なので、個人の負担は小さくありません。そのため、活動に参加するための環境整備は軽視できません。この点がネックとなって活動に参加できないという人も少なくないのです。

私は、矢吹弁護士を支える立場として全体を見渡す位置におり、非常によい勉強になっていることから、日本側の人材養成という点からしても、他の人にもぜひ経験していただきたいと考えています。しかし、現実問題としては、ピンポイント

の活動参加とは比べものにならないほど個人に負担がかかることも事実で、担当変更もなかなか実現しないというのが、悩みの種です。

田中先生ご自身の中では、そうした関わり方に、どのような意義を見出されているのですか。

**田中** まずは、私個人の知識見聞を広げ、さらに経験を積むことで、自分の幅も広げることです。が、もっと大きいことを言うならば、世界平和のためです。戦争をなくすためには、まず、国を安定させる必要がある。そのためには、法の支配の下で司法権が十分に機能しなければならない。したがって、法整備支援は、最終的には世界平和につながると思っています。世界平和を実現するには、法整備以外にも、いろいろな観点から、いろいろなやり方があると思いますが、私は、弁護士として、自分でやれることをやっていく。4年間、プロジェクトに参加してきた、私自身が納得するために一番ピッタリときた解釈は「世界平和のため」、これです。

## 法制度整備支援は自分を見つめる機会

このプロジェクトを進めるにあたり、現場で一番ご苦労されたことは？

**田中** 日弁連の支援の最終的な目的は、カンボジアサイドが自立して自分の足で歩いて行くことにあるのですが、プロジェクトを進めれば進めるほど、どんどん依存体質が増してきているのではないかとこの点が一番考えさせられます。私たちの目論見は、彼らがこのプロジェクトで実績を上げることで、それを成果として他のファンドを獲得するだけの力強さを身に付けてもらい、特定のドナーから自立してもらうこと、にあります。これもなかなか難しく、特に金銭面ではそ

の傾向は顕著です。

日弁連のプロジェクトはJICAとの契約上、3年間という期限付きで2005年8月に終了してしまいます。その後、せっかく軌道に乗ってきた弁護士養成やリーガルクリニックの活動が直ちに行き詰まり、ゼロに戻ってしまうのではないかと危機感があります。したがって、最近では「撤退の戦略」が合言葉のようになっており、2005年8月の以後を見据えた上でどのようにプロジェクトを終了させるのかも議論の対象となっています。

また、JICAからのファンドは、使用できる費用項目等に制限があり、原則として、それを外れた支出はできませんが、相手方は、お構いなしにあれもこれも出して欲しいと言ってくるわけです。日弁連としては、現地の活動に必要なものは出してあげたいけれど、他面、JICAに対して責任を負うべき立場にもあるので、両方からの板挟みなのです。このようなお金に関する議論はストレスが溜まります。

お金について言えば、やはりお役所の予算の単年度主義は、運営する側からは大変やりにくいものでした。こちらとしては、国民の税金で運営されているプロジェクトですから、日々、儉約の精神で運営しているのですが、結果的に予算が余ってしまうと、「それは全額使って欲しい。余ったからといって返されても困る」と言われてしまうのです。それでも、この問題については、少なくとも開発パートナー事業に関しては、徐々に改善されている兆しが見えてきているので喜ばしい限りです。



その他、日本側の問題として、プロジェクトの参加人数が増えるにつれて、関わっている人の間に温度差が生じてきたことがあります。例えば、これまでは説明が要らなかったようなことに説明が必要になったり、予想もしなかった問題が生じたり、その他の雑務が多くなってきたりといったことです。しかしこれは、新たに活動に参加する人がいれば、当然生じる問題ですし、人を増やすことは重要なことですので、日本側の体制づくりもきちんとやっていかなければならないと考えています。

日本の弁護士として法制度整備支援をしているわけですが、この両者に求められる人材要件は一致するのでしょうか。  
**田中** 私がこのプロジェクトを始めたとき、ある先輩弁護士から言われたのは、「他の国の法制度とか弁護士制度に首を突っ込むのだから、まず日本の弁護士として、日本でちゃんと修行を積み、日本の実務について十分な知識・経験を有する必要がある。私見では最低でも10

年間の弁護士経験積んでいないと、時期尚早だと思っている」という言葉でした。そのとき法律家としての実働期間が5年弱程度だった私は、「そんなことを言っていたら若手弁護士はプロジェクトに参加できなくなる。現地で、『教える』立場ならば、日本での実務経験は重要な要素になるだろうが、プロジェクトを支える裏方の仕事は若手でも十分可能である。しかも、現実問題、活動に参加する人材は不足しているのに、そのようなことを言われても困る。」と内心思っていました。そして、人材不足という現実の中で、私はプロジェクトにはそのまま居座り、国際協力活動初体験でもできる下積みの仕事を、先輩弁護士のアドバイスも受けながら自分なりに一生懸命試行錯誤しながらやっていったのです。幸いなことに、プロジェクトが進行するにつれ、プロジェクト全体を支える裏方仕事の意義も周囲から理解されるようになり、今に至っています。私は、この仕事を通じて、組織を動かしていくマネジメントや予算管理等、さまざまな経験を積むことができました。先輩弁護士に言われた言葉が、まさにバネとなったというわけです。

それだけでなく、私は弁護士になって10年目になった今、ようやく、その先輩弁護士の発言の重みが実感として理解できるようになってきたのです。

簡単に言えば、カンボジアの法制度を作るのは、日本が支援をしようが、アメリカが支援をしようが、結局はカンボジア人自身なのです。新たな法律を作ったとしても、彼らがその法律を使う気持ちにならなければ、画餅に終わってしまいます。そのためには、彼らと、新しい法律について、さまざまな方向から真剣な議論をして、彼らに自分たちの法律として主体的に受け止めてもらわなければなりません。そのとき、日本サイドに、法律家としての技術、知識、感性といったものがな

いと、彼らと真正面から向かい合いにくいわけです。何も現地で、裁判をやるわけでも準備書面を書くわけでもありませんが、弁護士同士の感性の真剣勝負なのです。その意味で、若手弁護士と10年目の弁護士では当然違います。先ほど、若手にも、裏方の仕事はできるといいましたが、裏方といっても、現地に行けば、一人の日本人弁護士として扱われるのです。したがって、若手であろうとも、常に意識的に日本の弁護士としての感性や知識・技術を磨く努力は、絶対に怠ってはいけないと思います。

やはり弁護士経験が豊富な人でなければいけないと。

**田中** 経験豊富な人も、若手も、それぞれに応じた参加の仕方があります。総論的に言うならば、弁護士経験が豊富かどうかということもさることながら、チームワークがあるかどうか、相手の立場に敬意を払い、彼らと同じ目線で共同してプロジェクトを実行していけるかどうかも不可欠な要素です。さらに言えば、国際協力や法制度整備支援に対する理解が必要です。

日弁連が行っているセミナーでは、カンボジア法について講義をするわけですが、「日本人弁護士の目から見ればこういう内容ですよ」とひとつのアイデアを提案しているわけです。つまり、その先には、「その法律の解釈を考えたり、あるいは、どの解釈を採用するかどうか決めるのは、日本人ではなく、カンボジア人であるあなた達ですよ」とね。そういう趣旨でのセミナーなので、日本の弁護士で、現地で講義をしてみたいという方であれば誰でも、それなりにできることなのだと思います。もちろん、講義をするだけの知識・経験と、現地弁護士との議論に真撃に対応できる感性は必要です。大変興味深い現象は、セミナー講師を引き受けた弁護士が、出発前は極めて淡々と

しているのに、講義を終えて帰国すると「大変よかった。行ってよかった」と非常に感慨深げな感想を口にしてくれることです。

何がよかったのでしょうか？

**田中** やはり自分の原点をもう一度確かめることができたということだと思います。国家とは何か、法律とは、弁護士とは。これらについて思いをめぐらせることは、とても重要な反面、日本での多忙な日常生活の中では、改めて自分に問いただす機会がないのが現状です。しかし、カンボジアで、国づくりに向けて日々鋭意努力しているカンボジア弁護士たちと向き合うときに、そうした自分の内面の整理ができるということでしょう。そのためか、最近、カンボジアに行ってみたいという弁護士が増えてきています。

## 潮流は世界平和。 問題は人材不足

そうしたさまざまな苦勞を伴う法制度整備支援に、なぜ日弁連が積極的に乗り出すようになったのでしょうか。

**田中** 日弁連は、国連経済社会理事会でも公式に発言権を持つ人権擁護団体としての地位を認められ、また、弁護士法第1条においても、人権擁護と社会正義の実現は、弁護士の使命であると謳っています。したがって、日弁連も世界平和実現に向けて積極的に貢献しなければならないという考え方が根底にあるのだと思います。戦争は、人権侵害の最たるものですから。日弁連だけでなく、例えば、国際法曹協会<sup>5)</sup>(以下、IBA)や、世界各地の弁護士(会)同士が、世界平和のために法律家は何ができるのか、何をすべきなのか、ということについて議論をしています。それが、今の世界的潮流だと思います。日弁連も、そういう潮流を無視していたのでは、今後、世界的に

も孤立してしまう。そういう思いもあるのではないのでしょうか。今まで、日弁連は、日本国内における人権擁護活動に熱心に取り組んできました。世界の人々のために、今までの経験を提供して、各国のよりよき司法実現に協力することは、大変意義のあることだと思います。

そうした世界的潮流から見れば、日弁連はこれからもっと世界へ?

**田中** そうです。ただ、やはり日本側人材の不足という問題をクリアしなければなりません。一歩活動に足を踏み入れてしまえば、案外何とかなるのでしょうが、まず語学の壁があります。他方、英語ができる弁護士は、大抵、渉外事務所に所属しており、ビジネスにならないものには、なかなか手を出しにくいようです。そのため、関心はあっても最初の一步を踏み出すのに躊躇してしまう人が多いようです。

ただし、われわれの本業は弁護士です。そして、日本での地盤があつての国際プロジェクトなので、日本での弁護士業務は最優先されなければなりません。私も、国際協力活動はライフワーク的活動ですが、プロジェクトに参加して4年たった今、一度、活動から少し身を引いて、本来の弁護士業務中心に戻して充電しようと考えています。私の軸足を置くべき場所はあくまでも弁護士業務であるという理由もありますが、プロジェクトから少し距離をおくことで、国際協力活動に対してまた違った見方で考えることができ、さらに理解を深めることができるかもしれないと思うからです。そして、弁護士として必要な充電をしたと思えた段階で、また新たな立場で活動に参加できればと思っています。そのためにも、プロジェクトの人材確保は急務の課題です。

日弁連の活動を通して、まさに現場の裏方から、日本の国際支援のあり方を見つめてこられたと思うのですが、

日本のやり方について、もっとこうあって欲しいといった部分はありますか。

**田中** 日本の支援機関・国際協力関係者も多種多様で、一概には何とも言いにくいところがありますので、以下は一般論としての私の意見です。

まず忘れてはいけないと思うのは、2004年という今の瞬間を横に切ってみれば、確かに日本の方が、カンボジアより安定して平和だし、経済的にも発展しているけれども、これがアンコールワットの時代となれば、もしかしたら立場は逆だったかもしれないということです。一方が優秀で、他方が劣っているということではなく、歴史的背景・タイミングによって、たまたまそういう時期に巡り合わせたというだけのことです。ですから、支援をする側だからといって、相手に対して優越感を持つのではなく、逆にお互いに敬意を払わなければならない、という思想は大前提におくべきだと思います。

それから、支援を行うについても、最終的には彼らを資金的にも精神的にも、自立させる方法を考えなければいけないと思います。お金が足りなくなるたびにドナーに資金要請をしてくる。こんなことでは、いつまで経っても、支援依存体質は治らず、これが続けば、自分の足で立つことができなくなります。ドナー例は要請されたからといって安易に支援をするのではなく、パイが小さいならば、小さいなりに、彼らが自分の知恵を使って、限られた資源を最大限有効活用するためにどうしたらよいのか工夫をさせることも大事なのではないでしょうか。

また、納税者の立場から言えば、ODAという税金を使って行われている支援活動ですので、日本の国益に見合うのかどうか、国が責任を持って、内外にきちんと説明する必要があります。しかし、日本がこの支援をすれば海外におけるプレゼンスが高まるからとか、他のドナー

国との支援合戦に負けるわけにはいかない、という理由だけの支援活動は本末転倒だと思います。自国の売名のために、他国を利用することは許されることではありません。「支援」を行う以上、相手国と協調し、その主体性を尊重し、相手国およびその市民の利益のために行うことが不可欠な要請だと思います。

日弁連のプロジェクトも同様に試行錯誤の毎日ですが、よりよき活動実現に向けて関係機関と協力して、今後も引き続きがんばっていきます。

- 1 国連カンボジア暫定統治機構：UNTAC(United Nations Transitional Authority in Cambodia)カンボジアの総選挙と政府が樹立されるまでの暫定統治に当たった機構(1992年～1993年)。
- 2 日本国際協力機構：JICA(Japan International Cooperation Agency)日本国政府の発展途上国に対する政府開発援助(ODA)の実施機関。
- 3 ODA[Official Development Assistance]:政府開発援助。政府ないし、政府の実施機関によって供与されるもので、開発途上国の経済開発や福祉の向上に役立つことを主な目標としている。また、資金協力の場合、その供与条件が途上国にとって足かせとなるような重い負担とならないものを指す。
- 4 アジア弁護士会長会議：アジア各国の弁護士会の会長が参加する会議。年に1回、各国持ち回りで開催される。会議の内容は、その時々のアジアの弁護士や弁護士会が直面する諸問題である。第1回会議は東京で1991年に開催され、今年は香港で第14回会議が開催された。
- 5 国際法曹協会：IBA(International Bar Association)、1947年創設。本部はロンドン。178の法学会をはじめ、弁護士会、183カ国、16,000人を超える法律実務家により構成される。市民に対する法的サービスの改善向上、各国の裁判制度の改善、国際連合の目的達成に法的側面から協力し、一定の法分野における法の統一と明確化のために、実質的観点から調査研究を行う。人権、国際司法共助などの委員会がある。

弁護士

## 田中 みどり(たなか みどり)

1969年東京都生まれ。1992年早稲田大学法学部卒業。同年司法試験合格。1995年司法修習(47期)、1997年東京弁護士会司法修習委員会。1998年日本弁護士会連合会広報室嘱託。1999年同国際室嘱託。2001年同国際交流委員会。2003年早稲田大学大学院アジア太平洋研究科国際関係学専攻修了課程修了。